

沖縄県知事選挙

●告示日 令和4年8月25日(木) ●登録基準日 令和4年8月24日(水)

●投票できる方
平成16年9月12日までに生まれた方。(満18歳)
令和4年5月24日までに宮古島市に住居登録され、引き続き居住している方。
令和4年5月25日から令和4年6月1日に宮古島市に住居登録され、引き続き居住している方は令和4年9月1日以降に投票可能となります。

投票日
9月11日



■期日前投票所

投票所名	投票所	期間	時間
期日前投票所	宮古島市役所 1階エントランスホール	8/26(金)～9/10(土)	8:30～20:00

■投票区・投票所・投票時間

投票所	時間	投票区域
1 平良第一小学校体育館	7:00～20:00	南西里1区、神屋、大三俵1区、上角、前比屋、大原1区、出口、羽立、東、栄、富名腰1区・2区
2 南小学校体育館		南西里2区、大三俵2区・3区、大原2区・3区、馬場、腰原1区・2区
3 北小学校体育館 (旧平良庁舎1階ロビーから変更になりました)		漲水、北西里、根間、下屋、仲屋、旭、高阿良、東川根1区、仲保屋、保里1区、荷川取、下崎、成川
4 東小学校体育館		保里2区、添道、厚生園、漲水学園、東川根2区・3区・4区
5 久松地区公民館	7:00～18:00	久貝、松原
6 七原コミュニティセンター		七原、地盛、山中、野原越、盛加、細竹
7 宮原地区農村総合管理施設		宮原、高野
8 西原地区公民館		福山、西原、大浦
9 島尻地区農村総合管理センター		島尻
10 狩俣集落センター		狩俣
11 池間公民館		池間、前里
12 大神島離島振興コミュニティセンター	9:00～16:00	大神
13 国立療養所宮古南静園公会堂	8:30～17:00	南静園
14 城辺公民館	7:00～18:00	福東、福中、福西、福北、福南、西東、仲原、加治道
15 西城小学校体育館		比嘉、長北、長間、長南、吉田、西西、西中
16 砂川小学校体育館		下北、下南、砂川、友利
17 新城公民館		保良、七又、吉野、新城、皆福
18 女性若者等活動促進施設		伊良部、仲地、国仲、長浜、佐和田、サシバの里
19 前里添多目的共同利用施設		池間添、前里添
20 下地公民館		与那覇、与那覇団地、上地、上地団地、県営下地団地、洲鎌、入江、嘉手苺、高千穂、川満、川満団地
21 来間島離島振興総合センター		来間
22 市役所上野庁舎1階会議室		上野、名加山、宮国、大嶺、新里、高田、豊原、野原、千代田、野原(自衛隊)

問 宮古島市選挙管理委員会 ☎ 74-2215 / 74-2216

市内の主要観光地や商業施設、ホテル、宮古空港等を循環するバスが期間限定で運行します！

※運行は、市内のバス交通における利便性の向上を目的とし、将来的に民間主導による自走化運行を目指した、検証・調査等を行う委託事業として実施するものです。

観光循環バス
宮古島ループバス運行！



1	北小前	9	あたらす市場	17	ホテルブリーズベイマリーナ前
2	公設市場前	10	宮古空港	18	ホットクロスポイントサンタモニカ前
3	マティダ市民劇場前	11	サンエー宮古島シティー(空港通り)	19	宮古製糖・多良川酒造前
4	パイナガマビーチ	12	上地南(宮古島ICT交流センター)	20	インギヤーマリンガーデン前
5	島の駅みやこ	13	宮古島東急ホテル&リゾート	21	保良川ビーチ・海宝館前
6	イオンタウン南店	14	前浜ビーチ・まいぱり熱帯果樹園前	22	東平安名崎
7	市役所前	15	シーウッドホテル	23	オーシャンズリゾート前
8	ドン・キホーテ前	16	来間	24	吉野海岸

運行期間：令和4年8月10日～令和5年2月28日

○宮古島市民向けに1ヶ月乗車券販売中！

大人 1,000円 小児 500円

●詳細はウェブサイト▶
または各バス事業者まで
お問い合わせください。
<https://miyakoislandbus.com>



問 宮古協栄バス ☎ 72-2414 八千代バス ☎ 72-0677 中央交通 ☎ 79-5503

安心して働ける明日へ。 就業構造基本調査

令和4年
10/1

総務省統計局(沖縄県・宮古島市)では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する、国の重要な「基幹統計調査」です。調査結果は、雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が伺い、調査書類をお配りします。より便利に皆様にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することが可能となっていますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施する、国の重要な「基幹統計調査」です。
※調査の回答内容を、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

(統計法では、「基幹統計調査」を受ける人には報告の義務を、また調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。)



回答はかんたん便利なインターネット回答で

詳しくは▶ 就業構造基本調査 検索



問 企画調整課 統計係
☎ 72-4878

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>